

縦覧用

片瀬山海南分譲地建築協定

(目的)

第 1 条 この協定は住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とし、第 6 条に定める区域内における建築物の用途、形態、位置及び敷地に関する基準を協定する。

(用語の定義)

第 2 条 この協定における用語の定義は建築基準法及び建築基準法施行令の例によるものとする。

(名称)

第 3 条 この協定は、片瀬山海南分譲地建築協定と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は第 6 条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者等（以下「土地所有者権等」という。）全員の合意により締結する。

(協定の変更ならびに廃止)

第 5 条 この協定の内容を変更しようとする時は、この協定を締結している者（以下「協定者」という。）全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は協定者の過半数の合意賛同によらなければならない。

(協定区域)

第 6 条 この協定の区域は次の通りとする。ただし、道路その他の公共用地の部分は除く。

藤沢市片瀬字宮畑 6 4 9 番 1 0 ほか

地番明細は別紙建築協定地域表（公図等）の通りとする。

（建築物および敷地の制限事項）

第 7 条 前条に定める区域内の建築物の用途、形態及び位置等は次の各号に定める基準によるものとする。

（1） 1戸建であって、住居専用住宅、医院併用住宅に限って建築可能とする。

（2） 建築物の階数は地階を除き2以下であること。

（3） 建築物の地盤面からの高さは9m、軒の高さは6.5mをそれぞれ超えないものとする。

（4） （3）号に定める地盤高とは当該建築協定締結時における宅地の地盤面とする。

（5） 当該敷地の境界に設ける塀の高さは（4）号に定める地盤面より1.8m以下とする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、市長の認可のあった日から10ヶ年とし、期間満了前に協定者の過半数の申出がなければ、さらに、10年間延長されるものとし、時後も同様とする。ただし、違反者の措置に関しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

（権利義務の継承）

第 9 条 この協定は市長の認可公告のあった日以降において当該建築協定区域内の土地建物等について新たに権利、権限を有するに至った者（土地所有権者等）に対しても、その効力が及ぶものとする。

（違反者の措置）

第 10 条 第7条の建築物の制限事項に違反のあった場合、委員長は委員会の決定に基づき当該土地所有権者等に対して工事施行停止を請求し、か

つ文書をもって相当の猶予期間を付して当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができるものとする。

- 2 前項の工事停止請求、工事是正請求を受けた当該土地所有権者等は、その請求にただちに従わなければならない。

(役員)

第11条 この協定を運営するため、委員会を設置する。

委員会は、次の役員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
会計委員	1名

- 2 委員は協定者の互選とする。但し、片瀬山1丁目自治会の6スパン班長は委員となるものとする。
- 3 委員長は委員の互選とし、協定運営のための事務を総括し協定者を代表する。必要に応じて委員会を招集し、是正請求、工事施行停止請求をなすことができる。
- 4 副委員長及び会計委員は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は委員長が事故あるとき、これを代理する。
- 6 会計委員は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 7 その他委員会運営に関する委員会運営規則は別に定めるものとする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は3年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再選されることができる。

(委員の会議)

第13条 委員は自己又は三親等内の親族の利害に関係ある事件についての委員会の議事及び事務に関与することができない。

(委員の除斥)

第14条 委員会における議事は、前条の規定に該当する委員を除く委員の過半数により決定し、可否同数のときは委員長の決定するところによる。

(経費)

第15条 この協定の運営に必要な経費は、協定者全員が負担するものとする。ただし、寄付その他の収入をもって充てることを妨げない。

2 前項の経費負担の方法については、協定者全員の協議により決定する。

(補則)

第16条 この協定に規定するもののほか委員会の運営・組織等について必要な事項は別に定める。

(附則)

この協定は市長の認可の公告のあった日から、その効力を発するものとする。

以上

上記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日

